

平成29年(ワ)第164号 平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第3陣訴訟)

原告 猪狩弘道 ほか

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(26)

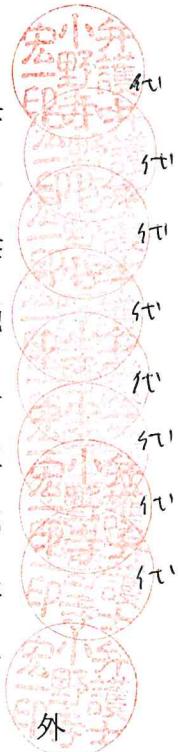
(社会学者による故郷喪失損害の解析)

令和4年10月26日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	小野寺	利	孝
同	廣田	次	男
同	菊地		修
同	米倉		勉
同	笛山	尚	人
同	野本	夏	生
同	平松	真二郎	
同	佐藤	靖	祥
同	小野寺	宏	一



### 第1 はじめに

1陣訴訟をはじめとする先行訴訟の判決では、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を合算する手法を採用しつつ、居住地域ごとに慰謝額に差額を設けた判断をし

ている。

先行訴訟における判決が、異なる損害項目を「合算」した手法を採用した理由は定かではないが、その一つの要因としては、原告らの損害の実相の複雑性が考えられる。

また、比較的早期に避難指示が解除された地域では、相応に人口が回復するなどしており、故郷喪失が顕在化しにくい。

しかし、被害が「見えにくい」とことと「存在しないこと」は別である。

原発事故によって、原告らの日常生活が不可逆的に破壊されたのは、居住地を問わず同様であって、本訴訟で救済を求めている損害項目であるところの故郷喪失損害は、居住地域によって差異を設けるべきではない。

本書面では、社会学者の知見に基づき、先行訴訟における判決が認定している慰謝料額（特に故郷喪失損害に関する慰謝料額）が低額であること、避難指示が比較的早期に解除された地域においても、故郷喪失損害が生じていることを指摘する。

## 第2 社会学の手法による分析の意義

意見書（甲A117）の筆者である関礼子教授は、立教大学社会学部の教授であり、社会学者である。関教授が専門とする社会学の強みは、次の点にある。

「個人的なことのように見えて社会的な事象を捉えること、個別のように見えて全体に関わる問題を「社会的事実」として示すことは、社会学の学としての強みである。」（甲A117・5頁）

「社会学は、手に余る具体と手に余る抽象をつなぎとめ、具体性と抽象化のどちらも手放さず、中範囲で、納得いくものの見方を提示してきた。」（甲A117・6頁）

「ローカルな社会、すなわち集団の呼吸を自らの呼吸としているような共同

体を紐解き、共同性の中にある生活や知の世界を明らかにし、具体と抽象を行き来しながら共同体の危機を明らかにするのが社会学という学問の特筆なのである。」（甲 A 1 1 7・6 頁）

このように、社会学は、社会における見えづらい事象の本質をとらえる学問であり、関教授は、社会学の専門家として、この社会学の視点に立って、原告の故郷に発生した事象を把握し、分析しているのである（詳細は、次項で指摘する）。

よって、故郷の複雑性はすでに解明されたのであり、複雑性を理由として避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を合算することは許されない。

### 第3 故郷喪失（故郷剥奪）<sup>1</sup>被害の実相について

#### 1 序論

故郷喪失損害は、避難指示が解除されたか否かによって、その被害のあらわれ方が異なっている。関教授は、避難指示が解除されていない地域の典型例の一つとして浪江町津島地区（プロトタイプA）と、避難指示が解除された地域の典型例の一つとして川俣町山木屋地区（プロトタイプB）をそれぞれ調査し、被害実態の解析をした。これに基づいて作成されたのが、甲 A 1 1 7 号証の意見書である。

また、先行訴訟における仙台高裁の証人尋問では、原発事故発生から半年後に避難指示が解除された広野町や都市部をも念頭に置き、「故郷」についての分析・解析がなされた（甲 A 1 1 8）。

これらの関教授の意見書（甲 A 1 1 7）及び証人尋問（甲 A 1 1 8）を通じ、原告の故郷喪失損害は、プロトタイプA及びプロトタイプBのバリエーションないしグラデーションとして捉えることができる事が明らかとされた

<sup>1</sup> 関意見書は、原告らが用いている「故郷喪失」という用語について、〈被害-加害〉関係を明確にする趣旨で「故郷剥奪」と表現している（甲 A 1 1 7・1 7 頁）。

(特に、甲A117・19頁、20頁、52頁参照)。

## 2 「故郷」の構成要素

関教授によれば、原告ら住民が本件事故により奪われた「故郷」とは、①人と自然の繋がり、②人と人との関わり、③その永続性や持続性が三位一体になった場所である。そして、その「故郷」は、かかわりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編み込まれた場所であり、そこで生きる人々が関わりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史や伝統を継いでいく場所である(甲A117・15頁～16頁)。

## 3 「故郷」の共同性

そして、原告らの故郷においては、個々の生活は共同性のもとで成立しており、個々の生活という櫛の歯が抜けては共同性が機能せず、共同性が機能しなければ個々の生活も成り立たなくなってしまう特徴を有する。関教授によれば、かかる共同性が、原告らの故郷の本質であると指摘する(甲A117・17頁)。

そのため、この共同性が失われてしまえば、原告らは生活を維持することが著しく困難となり、また、そのような共同性が失われた生活というのは、「故郷の生活」とは到底言えないものである。

先行訴訟における原告本人尋問では、被告から「従前よりも便利な生活空間で、新しい家が建てば再出発できるのではないか」という趣旨の質問が繰り返しなされたのに対し、原告らは一様にこれを否定し「故郷を返して欲しい」などと述べ、問い合わせが全くかみ合わない状況が頻発した。

関教授の分析を前提とすれば、原告らの「共同性を取り戻せない」という深い苦悩を、被告が全く受け止めないという構造によって、「かみ合わない尋問」が頻繁に発現した、と整理できる。

## 4 原告らの「故郷」の共同性

関教授が整理するところの故郷の3つの構成要素(①人と自然の関わり、②

人と人とのつながり、③その持続性と永続性) の観点から、原告らの故郷の共同性を整理すると次の通りである。

### (1) 人と自然の関わり

原告らは、山林、河川、海などの自然を生活圏の一部として生活していた。農業従事者はもちろんのこと、それ以外の多くの原告らも、家庭菜園作りをし、また、山菜、茸、魚介類などを自然から採取し、生活していた。

原告らは、このようにして生産、採取した食物を自ら消費し、また他者に贈答し、他者から贈答を受け、自給自足に近い生活を成り立たせていた（甲 A 1 1 7 ・ 2 3 頁）。このような互酬関係は、人と人とのつながりのための「結い」の役割も果たし、これにより人間関係はより密接になった。

また、そのほかにも、海や川で釣りをし、豊かな自然を利用した農業、酪農、家庭菜園を行い、豊かな自然の遊び場、憩いの場として生活をしていた。

### (2) 人と人とのつながり

人と人とのつながりは、故郷の持続性・永続性につながる。

多くの原告らは、子どもの頃から、小学校、中学校、場合によっては高校までずっと一緒に育ち、その間、同級生の関係だけでなく、先輩・後輩関係もそれぞれの保護者との関係も続く。世代を超えて一緒に活動する祭りや伝統芸能、運動会などの行事やイベントも多く、必然的に人間関係が密になる（甲 A 1 1 7 ・ 2 4 頁）。

誰それのきょうだい、親、子などの関係性をもって、互いに人間関係を築き、それにより、初対面でも親近感を持ち、また、ごく自然に助け合うような関係が築けるのである。このように、つながりとは、過去から未来へと続いている社会的資本であった（甲 A 1 1 7 ・ 2 4 頁～2 5 頁）。

自給自足的な生活は、1世帯、1地域では完結せず、世帯から世帯へ、地域の内外で必要な資源が配分され、均等化されることで成立する。野菜を栽

培するときは、「わける」ことを見越して作り、竹林にタケノコが出ると、「取りに来い」と声をかける。山菜・キノコ採り、釣りなども、取る楽しみ、分ける楽しみがあった。

原告らは、このように有形なモノを「分け合い」、また、個々が持つ情報や提供しうるサービスもモノに代えて提供された。

近所の高齢者を車で病院に連れて行くことなどはごく自然なことであった（甲 A 117・25 頁）。

### （3）持続性と永続性

上記イ記載のような結いの精神に特徴づけられた生活は、毎年周回し、慣習化され、個々の住民を無意識に方向付ける習性や習慣が生まれた。

周回する時間の中で組み立てられ、反復する生活は、結果として、人々が根付く土地の場所性を強化し、その土地に重層的な意味と形を与え、一過性ではない、景観、文化、歴史、伝統、社会的風土が受け継がれ、育まれ、受け渡されていくのである（甲 A 117・25 頁～26 頁）。

## 5 被害のあらわれ方の違いについて

### （1）二つのプロトタイプ

故郷喪失損害は、避難指示が解除されたか否かによって、その被害のあらわれ方が異なっている。関教授は、避難指示が解除されていない地区である浪江町津島地区（プロトタイプA）と避難指示が解除された地区である川俣町山木屋地区（プロトタイプB）を解析している。

プロトタイプAでは、社会関係資本やセイフティネットの損壊、伝統芸能や食文化の毀損など、平穏生活権の侵害という一言では収めきれない被害が生じており、人権のるつぼ（マルティング・ポット）としての「土地に根ざして生きる権利」が侵害されている状態にあり、全人格的被害が生じていることが明らかにされている（甲 A 117・21 頁～28 頁）。

一方、プロトタイプBでは、帰還者による必死の努力にも関わらず、地域

の持続可能性を全く見いだせず、地域が消滅する未来しか描けず、住民間の亀裂がどんどん深まっている（住民間の亀裂は、プロトタイプBに顕著な特徴である）という暗澹たる状況が明らかにされている（甲A117・29頁～51頁）。

## （2）相双地区の共通性

その上で、関教授は、相双地区住民の故郷喪失損害は、二つのプロトタイプのバリエーションないしグラデーションであると指摘している（甲A117・19頁～20頁、52頁）。

関教授は、同種訴訟における大量の陳述書群を解析し、相双地区の共通の特徴として、①強い地元志向があり、②故郷の3つの構成要素（人と自然の関わり、人と人とのつながり、その持続性と永続性）を備えた共同性があり、③かかる共同性が自治体をまたいで存在することを指摘した上で、「マイナー被災地」とされる広野町でも故郷喪失損害が発生していることを明らかにしている（甲A117・52頁～86頁）。

## 第4 故郷の機能としての地域生活利益

関教授が分析したところの「共同性ある故郷での生活」は、そこで居住する住民の生活に多くの有形、無形の財産的な利益を与える機能を有している。

まさにこの機能が、原告らが損害として主張してきた地域生活利益である。

①自然の中で農業、酪農、家庭菜園を行い、山菜、茸、魚などの採取活動を行い、それを互いに贈答しあうことにより、生活費が軽減する（生活費代替機能）。本件事故前まで、野菜を購入したことがないなどの声は、原告らからよく聞くところである（甲A116（除本意見書）・8頁、同・11頁、甲A117・23頁）。

②人と人がつながり、家族、親族、友人が密接な関係を有しているため、日常生活や困ったときに助け合うということが自然に行われてきた（相互扶助

・共助・福祉機能）。たとえば、高齢で病院や買い物に行けない人を、車で病院に送ってあげるとか、食料をお裾分けしたり、冠婚葬祭、農業の手伝いなどである（甲A116（除本意見書）・11頁～12頁、甲A117・23頁～25頁、同・55頁～60頁）。

③住民が行政区の区長や役員となり、活動することにより、行政からの連絡を伝達したり、住民の困りごとを行政につないだり、行事を運営したりするなど、行政を補助する活動が行われてきた（行政代替機能）。また、隣組、農業における水利組合、消防団も同様の機能を果たしていた（甲A117・55頁～60頁）。

④故郷においては、大人も子どもも、知らない顔はないという環境であり、一人ひとりが尊重され、地域で子育てを行っていた。学校の運動会などは、地域の子どもの成長の機会を見る場でもあるし、大人の交流の場でもある。そのため、子どもがいない世帯も含め、多くの住民が参加する場であった。このような一人一人が尊重される生活の中で、住民は何らかの役割があり、自己実現をして生きがいを持って生活をし、人格を成長させていった（人格発達機能）（甲A117・32頁～35頁）。

⑤故郷の自然環境、田畠、農道、河川、どぶなどは広大であり、一人一人の住民では管理しきれない。しかし、故郷ではこれらは共同で管理するべき「総目的」なものであり（甲A117・16頁、同・55頁～60頁）、実際に共同で管理（農道や河川の清掃など）することにより、維持、発展してきた（環境保全・維持機能）。

故郷における共同性により、住民はこれらの地域生活利益を享受していた。この故郷の共同性の機能（地域生活利益）は、地域住民に有形、無形の財産的な利益をもたらしていたのである。他方で、これらの機能は、行政、インフラ（交通機関、病院、福祉、商店など）が必ずしも十分に整備されていなかつた故郷において、生活を容易にする機能を有していたのである。

## 第5 故郷喪失損害の深刻さについて

### 1 関教授が指摘する「生活の質の低下」の持つ意味

上記の広範な機能を有する故郷を、原告らは本件事故によって奪われた。

関教授が「故郷剥奪は、生活の質（Quality of life）の低下をもたらす」（甲A117・61頁）と評価する故郷喪失損害について、その深刻さの程度を誤って過小に捉えることは許されない。

本件事故前、原告らをはじめとする相双地区の住民は、故郷から地域生活利益を享受していたものであるが、本件事故後、自然との関わり、人とのつながり、持続性、永続性が失われたことにより、地域生活利益が失われ、もしくは棄損し、地域住民は地域生活利益がない状態で生活をしなければならなくなつた。

自宅に帰還した者にとっても、人と人とのつながりがある生活は既に存在しない。

原告らは、先行訴訟における判決の本人尋問において、故郷が失われたことによる苦痛を法廷で切実に語った。それまで、自然や人と関わり、つながりながら生活していた人が、その生活を失って生活することの苦痛は察するに余りある。

このような被害の現れについて、関教授は、次のように述べる。

「避難指示解除後に戻るのは高齢世帯が多く、花見、盆踊りや忘年会も、嘗々と引き継いできた年中行事や祭りも、若い世代に引き継ぐことができない。世代を超えて助け合う“結い”的機能はうまく機能しなくなつた。」

「避難指示解除後の地域では、回覧板を回さない／回せない、地区の長や世話役も誰も受けたがらないという状況が生まれている。（この）深層には、回覧板を回す際のお茶のみという、親睦や情報交換、意思疎通の機会が失われたという意味が隠れている。地域の飲み会でも同様で、地域の役回りを決

めたり、相談事をしたりするのに重要であった。単に親睦の場がなくなったということではなく、地域の共同性や自治の機能に関わる場が失われた。」

「米や野菜をあげたりもらったりの生活も、根底にはモノを通して人間関係をつなぐ“結い”的意味がある。米や野菜を買って食べるようになれば、助け合いの生活は細っていく。金銭的にも苦しくなる。」（以上、甲A117・60頁）。

## 2 多大な精神的な苦痛が発生していること

また、住民たちが先祖代々から強い思い入れを有し、自らの努力を費やして維持、発展してきた故郷の共同性という故郷の本質が失われ、住民たちが受けた精神的な苦痛は多大なものがある。

先行訴訟において原告らが法廷で語った言葉は、異口同音に、人生が終わるほどの精神的な苦痛を訴えるものであり、これらの共同性の剥奪による損害の程度が著しいことを如実に表している。

## 3 故郷の喪失と原告らに生じた損害

以上述べてきたように、原告らは、故郷の破壊により、地域生活利益を失い、生計の維持を困難にする有形、無形の財産的損害が生じた。かかる膨大な損害は、本訴訟における原告本人尋問の重要な立証命題である。

また、こうした損失は、長期承継性と固有性を持つ、かけがいのない価値を奪われること（非代替的な損失）であるため、住民に深い喪失感を与えるという重大な精神的苦痛を生じさせている。

そして、これらの被害は、避難指示解除の有無や解除の時期によって現れ方こそ異なるものの、共通して発生しているものであることが、関意見書を通じて改めて確認された。

原告らが請求する故郷喪失慰謝料は、これらの損害をその内実とするものである。

以上